

令和4年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和6年3月現在)

テーマ「まちづくりに関する諸施策に係る事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R4-指-1	P104~106	指摘	住宅課	<p>仕様書記載内容に係る報告について</p> <p>市営住宅では指定管理者制度が採用されており、仕様書には、市営住宅の管理運営上必要な業務や指定管理者に実施を義務付ける事業などが記載されている。指定管理者は、それらの実施内容について事業報告書にて市に報告しなければならないが、少なくとも令和3年の事業報告書にはそのような記載がない項目が見られた。市は仕様書に定められた項目については事業報告書に記載し、報告するように指定管理者を指導する必要がある</p>	対応済 (R6.2)	<p>事業報告書に記載のない項目として指摘のあった広聴広報活動等(第11条)及び環境配慮への取組み(第13条)については、年1回、指定管理者の事務所での現場調査の際に確認を行っていたが、年度終了後に指定管理者から提出された事業報告書に記載がなかったことを確認できていなかった。また、研修等(第12条)については、毎月提出される実績報告書において報告するよう定めているため、事業報告書への記載は求めていなかった。</p> <p>令和4年度よりこれらの項目について、事業報告書への記載を指導するとともに、提出された事業報告書を仕様書と突合することで、仕様書のとおり管理業務が行われていることを確認している。</p>
R4-意-1	P26~27	意見	経営監理課 市民協働推進課	<p>「協働」の今日的意義と新たな概念について</p> <p>「市民協働」の概念が叫ばれた時代と、現在とでは外部環境が大きく変化している。このような状況において、協働の主体となるのは、先に示した民間の専門家集団とそれを結び付ける専門性を持った行政職員の存在がより重視されるようになってきたのではないかと考えられる。今後は、担当する職員がより専門的分野や先進的分野に触れ合える環境づくりが必要であるとともに、新たな協働のあり方を実践することが望まれる。事例として、コレクティブ・インパクトの手法の導入や、成果連動型民間委託契約方式による課題の解決について、検討されたい。</p>	対応済 (R6.1)	<p>協働の取組を進めるためには、協働に関する理解を深め、協働を推進するために必要な知識や取組事例等を学ぶことが大切だと考えている。そのため、NPO団体や企業、大学などの多様な主体が連携した活動の情報をまとめた「協働ニュース」の発行等により、協働に対する理解の促進を図っている。</p> <p>また、本市においては、相模原市PPP(公民連携)活用指針に基づき、公民連携の推進に取り組んでおり、成果連動型民間委託契約方式(以下「PFS」という。)については、成果に応じた報酬の支払いにより、民間事業者の事業改善努力が促進されることから、効率的・効果的な事業手法の一つであると認識している。引き続き、先進事例などの情報収集等に努めるとともに、PFSを含めた公民連携の推進に取り組んでいく。</p>

令和4年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和6年3月現在)

テーマ「まちづくりに関する諸施策に係る事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R4-意-2	P43~44	意見	都市計画課	<p>2つの都市計画の問題点</p> <p>相模原市では「相模原都市計画」と「相模湖津久井都市計画」という2つの都市計画が併存している。しかし、本来市町村合併は、1つの都市計画とし、広域的な観点からのまちづくりの展開、重点的な投資による基盤整備の推進、総合的な活力の強化、地域のイメージアップ、環境問題、観光振興などの広域的な調整が必要な施策の展開などが可能となるというメリットを活かすべきであろう。相模原市が一体としてまちづくりを行うことを目指すためにも都市計画の一体化を検討することも必要ではないかと考える。</p>	対応済 (R6.1)	<p>相模原都市計画区域及び相模湖津久井都市計画区域の2つの都市計画区域については、第7回線引き見直しにおいて、権限を有する神奈川県と協調し、地域の特性等を踏まえた議論の結果として至ったものである。</p> <p>過去、都市計画区域の一体化することも一つの案として検討したが、津久井地域(旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町)の大部分で、市街化調整区域となる可能性が高く、まちづくり全般で新たな規制が発生し、地域の成り立ちやコミュニティ等固有の事情に配慮したまちづくりが困難となり、結果として地域の人口減少に一層の拍車がかかる恐れがあることから、都市計画区域を一体化しない方針とした経過がある。</p> <p>なお、人口減少や高齢化が進む中で持続可能な都市経営に取り組んでいくことが求められており、一体的な都市づくりを進めることは、これからのまちづくりを進める上で重要な視点であり、各々の都市計画区域の特性を生かしつつ、相互に連携を図っていく必要があることから、「都市計画区域の整備、開発及び方針」については1つに集約している。</p> <p>今後も、意見を参考にし、人口減少・超高齢化社会や変化する社会情勢、都市計画制度の改変等に注視しながら、市域一体となったまちづくりを進めていく。</p>

令和4年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和6年3月現在)

テーマ「まちづくりに関する諸施策に係る事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R4-意-4	P44～45	意見	市民協働推進課 都市計画課	<p>都心周辺コミュニティについて</p> <p>大都市の都心周縁部にあつて、社会的環境の持続性を喪失し、物理的環境も更新されず、停滞・空洞化する地域「インナーコミュニティ」の再生事例の中で相模原市の現状に役立つ以下の事例があると考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空きビルの社会的企業によるアフォーダブル空間化...松戸市中心市街地MAD City ・空き室の暫定活用を介した共創プロセス...千代田区・中央区、神田・馬喰町地区 ・小さなオープンスペースへの介入から大きな変化を起こす...港区コートヤードHIROO、神戸市東遊園地URBAN PICNIC ・地域エネルギー事業によるまちづくり資金の創出...板橋区板橋宿 	対応済(R6.1)	都市周縁部において空き家、空きスペース、空き地の発生については、本市としても今後課題として生じる恐れのある事例のため、意見の事例を参考に必要に応じて関係各課・機関と連携しながら対応を検討していく。
R4-意-5	P45～46	意見	都市計画課	<p>ゼロ次予防について</p> <p>予防医学の世界で、近時ゼロ次予防という考えが言われはじめ、都市工学の分野でも言及されるようになってきている。</p> <p>やみくもなバリアフリーは長期的に見れば市民の健康年齢に悪影響をもたらす部分があるかもしれない。一定の負荷を無意識のうちにかかることにより、市民の運動能力を向上させ、健康に寄与する施策を具体的に考えて、これをまちづくりに実装することは有用であろう。</p>	対応済(R6.1)	本市において、バリアフリー化を進めていく上で、意見があつた、「一定の負荷を無意識のうちにかかることにより、市民の運動能力を向上させ、健康に寄与する施策」という面も意識をしながら、必要に応じて施策の検討をする。

令和4年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和6年3月現在)

テーマ「まちづくりに関する諸施策に係る事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R4-意-6	P52	意見	市民協働推進課	<p>相模原市における「市民協働」の意義と今後のあり方について</p> <p>新型コロナウイルス感染症を契機に世の中が以前と変わりつつあるとともに、協働の意味も変化してゆくであろう。その一つの流れが「協働のデジタル化」である。市民協働推進課の業務でいえば、電子回覧板の導入もその一例となるであろう。そして、相模原市として最も大事な視点の1つは、「行政コスト削減につながる協働か」というものである。今後業務の評価を行うにあたって当該視点も加えることが望まれる。</p>	対応済 (R6.1)	<p>協働を推進することにより、多様な主体が公共サービスを提供するため、コスト面や効率性の観点から改善が期待される。そのため、協働事業提案制度の審査基準に「効果に対する経費の妥当性」の項目を入れるなど、業務評価の視点として取り入れている。</p>
R4-意-7	P52	意見	市民協働推進課	<p>協働によるまちづくりの意義について</p> <p>相模原市総合計画の基本構想の「3 実現に向けた基本姿勢」において、全ての政策に共通する市の基本的な取組の姿勢として、「協働によるまちづくり」が示されている。「協働」の意義は条例等で定義されているが、「まちづくり」については相模原市独自の定義がなされていない。これを明確にしないと、「協働」自体が独り歩きし、固定化しかねない。明確な定義の下で、各種施策を計画し、それを評価する仕組の構築が望まれる。</p>	対応済 (R6.1)	<p>協働については、市の施策を進めるに当たっての手法であり、「協働によるまちづくり」における「まちづくり」としては、市政全般に係る広義な意味で用いている。</p>

令和4年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和6年3月現在)

テーマ「まちづくりに関する諸施策に係る事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R4-意-8	P52～54	意見	市民協働推進課	<p>まちづくり会議の開催方法とメンバーについて</p> <p>コロナ禍の影響により、会議の開催については例年通りには進められない部分も見受けられるが、議事録を閲覧する限りでは、会議が開催されれば積極的な話し合いが行われていると思われる。しかし、コロナ禍にあるからこそ見えてきた課題もある。</p> <p>若い世代が積極的に参加するためには何が必要か。SNS等での発信は十分に行われているか。定期的に公民館等に集まり話し合いを行う現状の方法で住民の満足を得られているか。現状の会議の構成員で住民の意見を幅広く集めることができているか。議題によって構成員や会議の開催時間・場所等を変更する必要はないかなど、もう一度原点に戻り、会議の開催方法や構成員について改めて考えるとともに、積極的な支援が行われることが期待される。</p>	対応済(R6.1)	地域の課題について自主的に検討していただいているまちづくり会議の構成員については、構成団体から選出されることが多いため、構成団体の高齢化により若い世代の参加が結果として少ないものとする。公募の手法で構成団体以外から構成員を集めているまちづくり会議もあり、地域性や必要性に応じた構成員となっている。
R4-意-9	P57	意見	市民協働推進課 中央区役所区政課	<p>まちづくり会議の状況について</p> <p>会議の状況を議事録で確認すると、連絡事項や制度問題の議論で1年を終了したものもあり課題も見られた。さらに気になった点としては、「まちづくり会議と自治会でうまく連携が取れていなかったことを反省した部分」や、「会議の委員の任期が1年であることから短期的なテーマしか扱えない点」、「地区別自治会加入率の低下」を議論するものもあった。当該会議が、相模原市と自治会を結び付ける情報提供の場でもあることは理解できるが、時に問題点の解決において、相模原市の職員等が参加して、先進事例の紹介や論点整理を支援する必要もあるのではないかと考える。また、長期的課題を継続して議論することも必要であろう。</p>	対応済(R6.1)	自治会加入率の低下や地区のまちづくりに関することなど、地区だけでは解決が困難であり行政と協働する必要がある課題については、解決に向けた取組を進めるため、所管する部署の職員も交え、委員の任期にかかわらず、長期的に継続した議論を重ねている。

令和4年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和6年3月現在)

テーマ「まちづくりに関する諸施策に係る事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R4-意-10	P60	意見	市民協働推進課 南区役所区政策課	<p>まちづくり会議の状況について</p> <p>相模原市からの連絡やその質疑回答等が中心で、地元の課題の抽出に至っていないものが多かった。また、内容によっては、自治会で話し合い解決すべきものも含まれていたが、コロナ禍で十分な議論ができていないようであった。書面会議が多い点について、各委員のPCスキルの問題もあるが、相模原市の支援によりリモート会議を行える可能性等も考慮できないか検討されたい。</p>	対応済 (R6.1)	会議内容等に応じて、まちづくり会議が適切な開催方法を選択しているものと考えている。
R4-意-11	P65～66	意見	市民協働推進課 緑区役所区政策課	<p>まちづくり会議の状況について</p> <p>各地域の規模が「まちづくり会議」の想定するものよりも大きいのかもしれず、また、それぞれが旧自治体であったことから、議事録の記載が形式面で終始している。このような書き方をするのであれば、別紙等の資料も添付し、読む側がわかりやすいようにすべきである。緑区では、地元の専門家を中心に、まちおこしの動きが盛んになりはじめている。それらを支援する意味でのまちづくり会議の位置づけを考えて、形式面だけでなく実質面で有効なものとするべきである。</p>	対応済 (R6.1)	令和5年1月に区内各まちづくりセンターの担当者とともに打合せを開催し、地域の課題の抽出状況やまちづくり会議がどのような課題意識を持って議論を進めているのかなど、会議録を読んでいる人にとって分かりやすいものとなるよう、表現の見直しや必要に応じ資料を添付することとした。

令和4年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和6年3月現在)

テーマ「まちづくりに関する諸施策に係る事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R4-意-12	P66	意見	城山まちづくりセンター	<p>年度末間際の支出について</p> <p>年度末間際の3月以降になってからの消耗品等の購入が若干見受けられる。これらは消耗品であるため、次年度において使用すれば良いようにも思われるが、原則論としては、令和4年度に使用するものは令和4年4月以降に購入することが求められる。今後は、年度末の3月になって需用費の執行を行うのではなく、当該年度内の必要に応じた執行を心がけることが求められる。</p>	対応済 (R6.1)	<p>庁舎管理用消耗品は物品の破損等で緊急の予算執行を行うことがある。そのことを鑑みて発注を見送った文房具等の消耗品があり、それらの消耗品を予算執行見込みが立った年度末に発注したことにより、今回の事象が起きたものである。</p> <p>令和5年3月1日、所属長より当該意見があったことについて周知及び注意喚起を行った。執行の予測不可能な庁舎管理用消耗品を除き、年度末の予算執行としないよう徹底した。</p> <p>今回の事象は定期的に発注可能な消耗品購入について上限金額などの基準を設けずに根拠なく制限したことが原因であることから、今後は発注時期が予測できない消耗品用の予算金額を定めることとした。これにより定期的に発注可能な物品の予算額を明確にし、消耗品発注時期、金額の平準化を図る。</p>

令和4年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和6年3月現在)

テーマ「まちづくりに関する諸施策に係る事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R4-意-16	P71～72	意見	藤野まちづくりセンター	<p>受注者の会社住所の記載誤りについて</p> <p>藤野総合事務所・会議室棟エレベーター保守点検業務委託について、請書及び請求書(以下、「請書等」という。)の会社住所は「横浜市西区みなとみらい」である。一方、随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書(以下、「理由書」という。)の会社住所は「横浜市中区不老町」となっており、請書等と理由書の会社住所が異なっている。</p> <p>当契約締結時の正式な会社住所は「横浜市西区みなとみらい」であり、「横浜市中区不老町」は移転前の会社住所であるので、理由書の会社住所は誤りである。今後は同様の事案が発生しないように複数人チェックの徹底等による入力誤りの防止が必要である。</p> <p>システム改修費用にもよるが、契約等の決裁書類については可能な限り同一のシステムにおいて作成できるよう、書類作成及び決裁システムを再確認し、誤りの発生を防止し、照合等の非効率な作業が必要なくなることが期待される。</p>	対応済 (R6.1)	<p>今回の意見を受け、既に随意契約で2人以上から見積書を徴しない理由書の会社住所は修正済みである。</p> <p>なお、今回の誤りは照合不足により、変更前の住所で帳票を作成したことによるものである。このため、今後は複数人チェックを徹底することで入力誤りを防止する。</p> <p>また、契約等の決裁書類について可能な限り同一のシステムにおいて作成できるよう、書類作成及び決裁システムを再確認することについては、制度所管課である契約課において、今後の課題として認識した。</p>

令和4年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和6年3月現在)

テーマ「まちづくりに関する諸施策に係る事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R4-意-17	P72	意見	藤野まちづくりセンター	<p>長期継続契約の検討について(藤野まちづくりセンター)</p> <p>藤野総合事務所機械警備業務委託については、令和3年以前の直近5年間についても同社と一者随意契約を締結している。同契約について毎年同社と一者随意契約を締結しているが、相手先、契約金額、契約内容に変動が無い業務については、長期継続契約を締結することにより契約事務の効率化が図られる可能性がある。次年度以降に長期継続契約への変更について検討されたい。</p> <p>また、機械警備業務は、建物設備に警備機器を設置し、新築時等における設置では、配線やセンサーを壁に埋め込んで設置することを考えると、比較的長期間にわたり使用することが予定されているが、条例では、警備業務の契約期間は3年以内と規定されている。機器使用の年数に照らし合わせ、条例に規定されている年数が現実的でない場合には、長期継続契約を積極的に活用できないことも考えられるため、年数や導入できる契約の種類等についても定期的に見直す必要がある。</p>	対応済(R6.3)	<p>契約内容に大幅な変更が無いことから、令和5年度6月以降の契約からは、契約課の承認を受け、長期継続契約を締結した。なお、契約期間は3年間である。</p> <p>また、条例に規定されている年数や導入できる契約の種類等についての定期的な見直しについては、制度所管課である契約課において、今後の課題として認識した。</p>

令和4年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和6年3月現在)

テーマ「まちづくりに関する諸施策に係る事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R4-意-18	P74～78	意見	都市建設総務室	<p>コロナ禍における都市建設局の業務継続計画の総合調整の実施について</p> <p>今回の措置は『相模原市業務継続計画(新型インフルエンザ等編)』(平成27年4月改訂)に即した措置がなされている。これを新型コロナウイルス感染症にも適用することについては、形式上、問題は見られない。しかし、インフルエンザと新型コロナウイルスとは別物であることは政府の方針等から明らかである。そのため、当該規定を何の修正もなく適用するには無理がある。</p> <p>当該規定の適用が相模原市全体の方針である以上、現場の業務を担当する都市建設局としてはこれを否定するわけにはいかず、苦勞している姿がうかがわれる。</p> <p>当該規定の改正を現場としては要望する一方で、窓口業務の全庁的な緊急的措置への要望、リモート対応の精緻化、全庁的な議会への要望事項等の対応が望まれる。</p> <p>所管する998の継続する業務、縮小する業務、休止する業務について、感染拡大期、縮小期などで、市民へのサービス提供のあり方を全庁的に検討する必要があるのではないかと考えられる。職員の効率的業務遂行のためにも窓口対応、日常業務のDX化も含めて今後改善を望みたい。</p>	対応済(R6.1)	<p>『相模原市業務継続計画(新型インフルエンザ等編)』(平成27年4月改訂)に即した措置に関しては、第25回新型コロナウイルス感染症相模原市対策本部会議(令和5年3月10日開催)で令和5年3月31日をもって実施終了となった。</p> <p>同計画に関する意見については、関係課と共有しており、また、日常業務等におけるDX化については、道路台帳等の地図情報をインターネット上で公開することや、電子申請の導入などに取り組んでおり、今後も更なる業務の効率化に努めていく。</p>

令和4年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和6年3月現在)

テーマ「まちづくりに関する諸施策に係る事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R4-意-19	P82~83	意見	都市計画課	<p>生産緑地地区標識板の設置について</p> <p>市では、生産緑地地区を示す標識板の設置業務を委託している。この標識板の設置は生産緑地法にて定められたものであるが、必ずしも標識の設置による明示が義務というわけではなく、「その他適切な方法」によっても可能であるとされている。その中には、ホームページなどにより明示している自治体も見られる。</p> <p>物理的な標識板の場合、その設置にかかるコストのみならず、維持管理コストや廃棄及び処分にかかるコストもかかることとなる。今後、新規の標識板の設置については経済的な方法を検討されたい。</p>	対応済(R6.1)	令和4年度から、物理的な標識板の設置を行わないこととしており、都市計画情報をホームページ上で示している「さがみはら地図情報」を活用するなどし、明示及び周知を行うこととしている。
R4-意-20	P87	意見	住宅課	<p>相模原市高齢者住まい探し相談会の開催について</p> <p>本事業は、民間住宅施策推進事業の一環として高齢者向けの住まい探しを市が支援するもので公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会に委託して実施しているが、最近3年間における開催場所は概ね固定的である。相模原市の場合、旧津久井4町は現在では緑区の一部であるが、面積的には非常に広く、このような市民を一箇所に集合させて行う催事においては、特に配慮する必要がある。緑区における開催場所が橋本地区のみであり、旧津久井4町の住民には参加しにくいかもしれないとも考えられる。</p> <p>無論、旧津久井4町の住民に対して高齢者住まい探し相談会の必要があるか事前の調査は必要であるが、もしあるようならば、旧津久井4町に近い場所での開催も検討していただきたい。</p>	対応済(R6.3)	<p>従前は交通の利便性を鑑み、比較的駅に近い会場で相談会を開催をしていた。</p> <p>令和5年度は相模原市が事務局を担っている相模原市居住支援協議会において、12月初旬に津久井中央公民館を会場として相談会を開催したが、参加者は1組で津久井地域以外に在住の方であった。</p> <p>今後も引き続き津久井地域におけるニーズの把握に努めるとともに、津久井地域の方からの相談については、住宅課において電話等により柔軟に対応をする。</p>

令和4年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和6年3月現在)

テーマ「まちづくりに関する諸施策に係る事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R4-意-27	P119~120	意見	リニア駅周辺まちづくり課	<p>橋本駅周辺整備推進事業に伴う道路計画</p> <p>「「橋本駅周辺整備推進事業」に関する相模原市大規模事業評価 自己評価調書における市民意見及び市の考え方について」を確認したところ、市民から寄せられた意見の中に、橋本西通り線、大西大通り線に関する意見が含まれていることを確認した。</p> <p>「相模原市大規模事業評価実施要綱」第10条に基づき相模原市長は「橋本駅周辺整備推進事業に係る対応方針について」を公表し、その中で「本事業を進めるに当たっては、市民や地権者に対し、十分な情報提供と丁寧な説明を行うよう努める。」としているが、地権者の生活と財産を守る対応も切に望まれることから、情報提供と説明だけでなく憲法第29条第3項で保障されている正当な補償を以て対応する必要があると考えられる。</p>	対応済(R6.1)	市民や地権者に対しては、十分な情報提供と丁寧な説明を行っており、説明の際には、憲法第29条第3項で保障されている正当な補償をもって対応することについてご理解いただけるよう、対話を行っている。
R4-意-28	P120	意見	リニア駅周辺まちづくり課	<p>橋本駅周辺整備推進事業に伴う道路計画</p> <p>令和2年度から令和3年度に繰り越して執行した「令和3年度 橋本駅周辺基盤計画における調査業務委託」について、指名競争入札から契約までの一連の書類を確認したが、繰越理由が記載されていなかった。</p> <p>年度を繰越して執行した場合に、支出負担行為書の備考欄に繰越理由を記載するなどの対応を行った方が、所管の現在の担当者以外の者が事後に確認する場合などにわかりやすいと思われるため、検討願いたい。</p>	対応済(R6.1)	繰越して執行した案件について、令和3年度分は支出負担行為書の起案文書内要旨欄に繰越理由を記載した。また、令和4年度以降は、支出負担行為書の備考欄に繰越理由を記載するものとした。

令和4年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和6年3月現在)

テーマ「まちづくりに関する諸施策に係る事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R4-意-29	P121~123	意見	リニア駅周辺まちづくり課	<p>平面だけではない空間の活用のあり方</p> <p>リニア駅周辺である橋本駅周辺は、相模原台地の中でも最も高い位置に存在する地区の一つである。地盤面も含め各種災害からのリスクが比較的小さい地域であるとされる。</p> <p>このような安定的な地域を拠点としてまちづくりがなされる場合、リニア駅という地中深い空間から地上または建物までの縦方向の空間と、従来から議論されている交通の接点としての水平方向の空間の活用が重要となる。従来よりもより深い空間の発生をどのように活かすのかが重要と考えるが、各種報告書によってもあまり議論がされていないように思われる。</p> <p>縦方向・横方向の空間の活用についての事例や文献等を参考とされたい。</p>	対応済 (R6.1)	リニア中央新幹線神奈川駅(仮称)の整備については、JR東海が行っているものではあるが、駅施設から地上施設へ移動に際する地下の活用等については、議論を行った上で、現在の基盤配置となっている。
R4-意-31	P130	意見	リニア事業対策課	<p>首都高速道路株式会社の業務実施状況の確認について</p> <p>首都高速道路株式会社は、「相模原市用地取得等(中央新幹線)支援・補助業務委託仕様書」第25条第2項の規定に基づき、区分地上権の設定に関する業務を首都高アソシエイト株式会社に再委託している。</p> <p>同仕様書の第25条第3項に、文書による再委託者との契約関係を明確化や、再委託者への適切な指導、管理等について規定されている他、「個人情報の取扱いに関する特記事項」第7条にも再委託の条項はあるが、業務実績の報告までは求めていない。</p> <p>検収時に受託者に実績報告をさせる場合に、再委託先についても併せて業務実績を報告させることも検討すべきである。</p>	対応済 (R6.3)	成果品である「用地交渉達成引継書」により用地交渉の進捗具合の報告を受けているが、再委託先の業務実績については、首都高アソシエイト株式会社から首都高速道路株式会社に毎月提出される業務実施状況表の内容を、令和5年4月から本市と首都高速道路株式会社との定例会議において確認している。

令和4年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和6年3月現在)

テーマ「まちづくりに関する諸施策に係る事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R4-意-32	P130	意見	リニア事業対策課	<p>相模原市側での「日報」の確認について</p> <p>「相模原市用地取得等(中央新幹線)支援・補助業務委託仕様書」第23条第2項第1号に定める成果品の「日報」を確認したところ、コロナ禍の影響により内諾取付付随業務(在宅勤務)、資料確認(在宅勤務)などが散見される状況になっていた。役務契約の性格上、勤怠管理の状況も報告させるなど、「日報」の確認の仕方について検討の余地がある。</p>	対応済(R6.3)	<p>内諾取付業務は地権者と直接会って補償説明をすることとしているが、コロナ禍の影響により在宅勤務を取り入れた経緯がある。</p> <p>勤怠管理の状況については、首都高アソシエイト株式会社から首都高速道路株式会社に毎月提出される業務実施状況表の内容を、令和5年4月から本市と首都高速道路株式会社との定例会議において確認している。</p>
R4-意-33	P130	意見	リニア事業対策課	<p>「用地交渉達成引継書」及び「業務実施状況表」の様式について</p> <p>2021年度(令和3年度)において、途中で土地のカウント方法が変更となり、結果として駅西の総件数18件、契約件数4件が影響を受けていたが、「相模原市用地取得等(中央新幹線)支援・補助業務委託仕様書」第23条第2項第1号に定める成果品である「用地交渉達成引継書」及び「業務実施状況表」には特段の説明記載がない状況になっていた。成果品で確認できるような様式にする必要がある。</p>	対応済(R6.3)	<p>「用地交渉達成引継書」及び「業務実施状況表」は、主に用地交渉の進捗具合について記載する様式となっていたため、運用方法の変更についての記載がなかった。</p> <p>令和5年度からは、運用方法の変更等が生じた場合は、「用地交渉達成引継書」及び「業務実施状況表」へも変更内容の説明を記載するよう指示し、毎月「業務実施状況表」で確認するとともに、年度末に提出される「用地交渉達成引継書」でも確認している。</p>

令和4年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和6年3月現在)

テーマ「まちづくりに関する諸施策に係る事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R4-意-34	P132	意見	リニア事業対策課	<p>契約困難案件の対応について</p> <p>区分地上権設定契約に至っていない案件については、首都高速道路株式会社から提出された「企画提案書」の内容や、東海旅客鉄道株式会社との間で締結した協定の規定に基づく、地権者の意向に配慮した相模原市、東海旅客鉄道株式会社及び首都高速道路株式会社の連携による対応が引き続き望まれる。</p>	対応済(R6.1)	<p>区分地上権設定契約に至っていない案件については、相模原市、東海旅客鉄道株式会社及び首都高速道路株式会社の連携により、引き続き地権者の意向に配慮した丁寧な説明を行うことで、ご理解とご協力をいただくよう対応していく。</p>
R4-意-35	P138	意見	相模原駅周辺まちづくり課	<p>戦略的・専門的な検討の必要性</p> <p>「相模原駅北口地区土地利用方針策定支援業務委託」に係る業者選考基準の検討に際して学識経験者の明星大学建築学部建築学科の西浦教授に意見聴取を行っている。その際、西浦教授からの「意見書」が提出されている。</p> <p>令和4年度において「相模原駅北口地区土地利用計画検討会議」が開催されているところであるが、西浦教授の視点(戦略的、専門的な検討)も取り入れていただく方向が望まれる。</p>	対応済(R6.1)	<p>令和4年5月に策定した土地利用方針を踏まえ、導入する建築の用途やゾーニングなどより具体的な検討を進めるための相模原駅北口地区土地利用計画検討会議を令和4年7月に設置した。</p> <p>土地利用計画検討会議では、脱炭素型のまちづくりや、相模原駅周辺地区全体の発展の起爆剤としてのまちづくりなど本地区の課題や役割を専門的見地から検討するため、都市計画や建築、エネルギーなどの分野を専門とする学識経験者や、面的土地利用、効率的なエネルギーマネジメントにおいて、豊富な実績を有する民間事業者を公募により選考し、委員として参画いただいている。</p> <p>併せて、一部返還地でのまちづくりが相模総合補給廠の全面返還にもつながっていくよう、土地利用の検討を進めているところである。</p>

令和4年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和6年3月現在)

テーマ「まちづくりに関する諸施策に係る事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R4-意-39	P155~158	意見	麻溝台・新磯野地区整備事務所	<p>神戸市の事例(新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業検証報告書)による教訓について</p> <p>神戸市の事例は、土地区画整理事業ではないが、自治体が施行した市街地再開発事業について失敗したもののについて、自らの事業計画を振り返って分析した事例である。</p> <p>麻溝台・新磯野地区整備推進事業においては、まだ継続中ではあるが、財務面の事業計画については長期のプロジェクトとして年間キャッシュ・フローの計画が明確に示されていない。このため、今後精緻なキャッシュ・フローの計画を策定するにあたり参考となる事例の1つとして活用されたい。</p> <p>当該事業においては地中障害物の処理費という不確実なリスク部分が発生する。これについては、3種類(ハイリスク、ノーマルリスク、ローリスク)の予算案を組むか、変動予算を組み、不確実性が実現して確実となった部分から確定の予算額に置き換えてゆくという工夫も必要となるであろう。更にプロジェクト全体の価値を表すためにDCF法または、リアル・オプション法を用いて庁内で分析し、予算に落とすしていくことも有効かもしれない。</p>	対応済(R6.1)	<p>本事業を含めこれまでの大規模事業においては、財政面での中長期的な見通しが甘く、財源の裏付けが十分でない事業計画もあったと認識している。</p> <p>このため、本事業においては、事業の円滑な実施と早期完了を図るため、事業再開の政策決定に合わせて、事業に要する経費を市街地整備基金に積み立てた。</p> <p>また、昨今の物価高騰による影響なども注視し、必要に応じて資金計画を変更するなど、経営的な管理も行っていきたい。</p>

令和4年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和6年3月現在)

テーマ「まちづくりに関する諸施策に係る事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R4-意-40	P158~ 159	意見	コンプライアンス推進課	<p>相模原市のハラスメント関連規程への追加について</p> <p>相模原市ではハラスメントに関する要綱を定め、職員のハラスメントに関する相談等に応じているとされているが、国家公務員の場合の人事院規則10-16(パワー・ハラスメントの防止等)を策定するために設立された「公務職場におけるパワー・ハラスメント防止対策検討会」で議論された内容も非常に参考となる。当時の議論の結果人事院規則10-16では含めなかったものなどもあり、それらの議論を踏まえて、相模原市で独自に一部を考慮することもよいかと考える。特に「職員によるハラスメントの対象」や「カスタマーハラスメント」を中心として新たな規定を策定されることが望まれる。</p>	対応済 (R6.1)	<p>本市では、職員によるハラスメント行為で、対象が職員以外の者であった場合においても、「相模原市職員のハラスメントに関する対応処理要綱」に基づき、相談等を受け付けている。また、カスタマーハラスメントについては、「相模原市コンプライアンス推進指針」に定めているコンプライアンス行動指針6「信頼される市民対応」において、誠実かつ公平・公正な対応、不当要求行為等への毅然とした対応を取る旨を記載し、公表するとともに、職員向けの「不当要求行為等対応マニュアル」において、職員の基本的な心構えや職員体制、対応要領等を示し、組織的な対応が図れるよう周知徹底しているところである。</p>

令和4年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和6年3月現在)

テーマ「まちづくりに関する諸施策に係る事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
R4-意-41	P159	意見	麻溝台・新磯野地区整備事務所	<p>麻溝台・新磯野地区整備推進事業を管轄する組織のあり方</p> <p>当該事業を今後も実施する場合以下の機能が必要となると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員全体が、長期プロジェクトであると認識して、これまでの年度ごとの資金収支の執行状況を集計するとともに、将来発生が見込まれる収支を推計し、これを業務終了時までの資金計画も含めて試算できること。 ・変動事項が生じた場合には直ちに当該計画に反映できること。 ・当該事業計画(毎期のもので、資金計画も含めたもの)については市長のみならず、幹部のものも随時確認できるものであること。 ・起債の状況、返済、利息の支払いもこれらの中にも含めること。 ・利害関係者との交渉においては、当該計画をベースに行えること。 ・内部的には、保留地の状況も数字上は刻々と変化するものであること。 <p>上記の機能を当該事業に実装させるためには、現行の組織を超えた横断的機能の部分が必要となる。そのため、何らかの横断的機能を組織に持たせる必要がある。これが現行の縦割り行政では達成に無理があると考え。</p>	対応済(R6.1)	<p>本事業は大規模事業かつ長期プロジェクトであることから、事業再開にあたっては、見直し案において、過年度収支と、将来発生が見込まれる収支が分かるように、事業完了までの資金計画を試算している。今後は、昨今の物価高騰による影響なども注視し、横断的な調整を行いながら、適正に管理していく。</p> <p>また、事業において変動事項が生じた場合は、必要に応じて事業計画等の変更を行うなど、当該計画への反映を適正に行うとともに、当該事業の進捗状況については、市長及び幹部への定期報告を継続していく。</p> <p>今回の意見については、事業の再建作業の中で具体的に実施しているが、本プロジェクトの目的を達成するためには、現行の組織を超えた横断的な調整や事業推進体制が必要となることから、今後は関係部局との連携を密にして事業を推進していく。</p>

令和4年度包括外部監査の結果に対する対応状況(令和6年3月現在)

テーマ「まちづくりに関する諸施策に係る事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
R4-意-42	P159~160	意見	麻溝台・新磯野地区整備事務所	<p>まちづくりの視点から</p> <p>当該地域は県道507号線(相武台相模原線、通称村富相武台線)の西側に位置するため、その抜け道としても利用される道が南北に走っている。しかし、地中障害物の処理後の残土を積み上げている部分を保護する等の目的で、地域内の交差点が非常に見づらく自動車事故等が起こりやすいとのことである。これを避けるため、道路の整備により見通しの悪い状態を早く解消することが望ましい。</p> <p>また、当該地域の内側には、水路敷きを活用した地域住民のコミュニティーラインとして、緑道が整備されているが、現場に行くと雑草に覆われて歩行困難になっていたり、途中行き止まりになっていたりする部分も存在する。今後この地を緑豊かな地域とするのであれば、並行して緑道の位置を付け替えることにより、まずは散歩スポットとしての役割を付与する必要がある。また、都市施設として公園を早めに整備し、盛り土をうまく活用することも検討されたい。</p>	対応済 (R6.1)	<p>事業地内の交通安全については、引き続き道路管理者と連携し、必要な対策に取り組むとともに、本事業の早期完成を目指し、安全に配慮した道路整備を進めていく。</p> <p>また、第一整備地区内においては、緑道位置の付替を行うとともに、新設する区画道路の歩道の一部を活用することで、地区内外の緑道の連続性を確保する計画としている。</p> <p>なお、本事業で発出した廃棄物混じり土については、都市公園内での活用は難しいことから、セメント原料等として再資源化を図りながら、適切に処理を進めていく。</p>

指摘事項		意見	
措置済	1	対応済	28
未措置	1	未対応	15
合計	2	合計	43